改正後

（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）

第一条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一　機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十六条の四各号に掲げる事態（同条第六号、第九号及び第十号に掲げる事態にあっては、航行中の航空機について発生したものに限る。）

二　次に掲げる事態（イ又はロに掲げる事態にあっては、航行中以外の航空機について発生したものに限る。）であって、特に異例と認められるもの

イ　航空法施行規則第百六十六条の四第六号、第九号及び第十号に掲げる事態

ロ　航空機が損傷（発動機、発動機覆い、発動機補機、プロペラ、翼端、アンテナ、タイヤ、ブレーキ又はフェアリングのみの損傷を除く。）を受けた事態（当該航空機の修理が航空法施行規則第五条の六の表に掲げる作業区分のうちの大修理に該当しない場合を除く。）

ハ　航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵、昇降舵、補助翼又はフラップが損傷し、当該航空機の航行の開始に支障を生じた事態

ニ　イからハまでに掲げる事態に準ずる事態

（法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故）

第二条　法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故は、次に掲げる事故とする。

一～七　（略）

（法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態）

第三条　（略）

（法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態）

第四条　（略）

改正前

（新設）

（法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故）

第一条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故は、次に掲げる事故とする。

一～七　（略）

（法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態）

第二条　（略）

（法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態）

第三条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。ただし、第一条中航空法施行規則第十八条及び第二十三条の二の改正規定は、令和二年一月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の規定により修理改造検査申請書を提出した者に係る修理改造検査については、当該修理改造検査に限り、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十四号様式による予備品証明書（次項において「旧予備品証明書」という。）は、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（次条第一項において「新規則」という。）第十四号様式による予備品証明書（次項において「新予備品証明書」という。）とみなす。

2　旧予備品証明書を有する者は、当該旧予備品証明書と引換えに、新予備品証明書の交付を受けることができる。

第四条　この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「旧設計基準適合証」という。）は、新規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「新設計基準適合証」という。）とみなす。

2　旧設計基準適合証を有する者は、当該旧設計基準適合証と引換えに、新設計基準適合証の交付を受けることができる。